

(答申第165号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和3年4月13日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

岐阜県立〇〇〇〇高等学校定時制課程の校則（以下「本件校則」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として「学校生活ハンドブック 〇〇〇〇年度版（岐阜県立〇〇〇〇高等学校定時制）」（以下「本件ハンドブック」という。）を特定し、その全部を公開する公文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年4月23日付け〇〇〇第56号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として令和3年5月11日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和3年5月14日付け学安第141号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち公文書の特定に係る部分を取り消し、本件校則を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分における対象公文書の特定の妥当性について

ア 校則は、校則、学則又は生徒心得以外の名称が付けられていても、一目で校則と分かるものでなければならず、形式についても、常識的な法形式を保つ必要がある。

本件処分は、審査請求人の憲法上の知る権利を侵害しており、違法であるとともに、形式的には請求を認める体裁を取りながら、請求した文書を公開することなく別の文書を公開しているのが不当である。

イ ○○○○○○○○○○○の話では、本件校則は昭和○○年には存在していたとのことであり、岐阜県立○○○○高等学校（以下「本件高等学校」という。）副校長からも校則の提供の求めに対して、「改訂作業中なので校則はない」旨の返答を受けていることから、改定作業に取り掛かる前の校則が存在し、廃止手続きは取られていないはずである。

また、本件高等学校の全日制課程には○○○○○○○○○○○の中に校則が含まれていることから、定時制課程にも同様に校則が存在するはずであり、本件校則は忘れられているだけで、開示する努力がないだけである。

ウ 次の理由から、本件ハンドブックが校則であるという特定を否認する。

（ア） 法形式に則った標準的な岐阜県立岐阜北高等学校の学則（以下「岐阜北高学則」という。）と比較すると、本件ハンドブックの全てが校則であるとは断定し難い。

i 岐阜北高学則との共通点が「履修と習得」「卒業」の2点のみであること。

ii 「マナー」の記載があること。

iii 岐阜北高学則にない挿絵などの、校則とは無関係な記載があること。

iv 岐阜北高学則にない校訓や校歌といった「伝統」の記載があること。

（イ） 文部科学省発行の「生徒指導提要（平成22年3月）」（以下「生徒指導提要」という。）第7章第1節2（1）において、「しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられています。」とされている。

（2） その他の主張について

○○○○○○○において、副校長に対して校則を求めた際、「入学式の日に渡す」と言われたにもかかわらず、入学式の時に校則を渡されなかったことから、本件公開請求を行ったところ、本件ハンドブックが校則だということであった。

本件処分により、校則を確認できない状況の中で、「校則を守り」という文言の入った宣誓書の提出を求められており、これは、民法第1条第2項（信義則）違反の疑いがあり、不当で権利侵害に当たる。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

（1） 本件処分における対象公文書の特定の妥当性について

ア 生徒指導提要第7章第1節冒頭によれば、「校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律」とされているが、定まった名称や形式はなく、法律上根拠となる規定も存在しない。

本件高等学校の定時制には校則という名称の規定は存在しないものの、本件ハンドブックを生徒に対し守るべきルールとして示し、生徒指導上の根拠として運用していることから、生徒指導提要上の「校則」に当たる。

したがって、本件ハンドブックは、遵守すべき学生の生活上の規律として運用されているものであり、請求された文書そのものであるため、審査請求人の主張には理由がない。

イ 本件高等学校の校則改訂に係る文書の保存期間は5年であり、昭和〇〇年当時の校則を確認することはできないため、校則という名称の規程が過去にあったかどうかは判断することはできない。

また、審査請求人が主張するような、本件高等学校の副校長が審査請求人に対して「改訂作業中なので校則はない」旨の発言をしたことは一切ないことを確認している。

ウ 校則と学則は異なるもので、比較して議論することはできない。学則とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第3条及び第4条により、組織構成や定員、授業科目の区別、履修単位といった学校の管理運営の基本を定めるもので、本件高等学校定時制課程では「岐阜県立〇〇〇〇高等学校定時制学則」という名称で別に規定している。

なお、本件ハンドブックにしつけや道徳、健康などに関する細かい規制事項に関する記述は存在しない。

(2) その他の主張について

本件高等学校定時制課程では、〇〇〇〇年3月〇〇日の合格者説明会の時に宣誓書等の提出書類を配布し、少なくとも同年4月〇〇日には、本件ハンドブックが校則に相当する規程であることを審査請求人に伝えている。さらに、本件公開請求を受け付けた後に、岐阜県教育委員会学校安全課からも本件高等学校定時制課程には校則という名称の規程はないものの、校則として扱われている本件ハンドブックという文書が存在することを説明している。

宣誓書は、岐阜県立高等学校管理規則（昭和39年岐阜県教育委員会規則第3号）により規定されているもので、入学者全員に提出を求めているものである。そして、各学校での名称が異なるため、一般的な名称として「校則を守る」という記載となっているが、ここにいる「校則」とは、各学校における「校則に相当する規程」として運用されている。なお、審査請求人からは宣誓書の提出を受けていないが、これまで学校側で提出を強要したことは一度もない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分における対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件ハンドブックが本件校則に該当しないとして、本件処分を取り消し、本件校則を公開することを求めており、これに対して、実施機関は、本件ハンドブックが本件校則に該当し、本件公開請求の対象公文書であると主張していることから、この点について以下検討する。

(1) 本件ハンドブックの校則への該当性について

ア 実施機関の主張によれば、生徒指導提要第7章第1節冒頭に、「校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律」との記述があり、校則に定まった名称や形式はなく、法律上根拠となる規定も存在しないとのことである。

そして、本件高等学校の定時制課程においては、本件ハンドブックを生徒に対し守るべきルールとして示し、生徒指導上の根拠として運用していることから、生徒指導提要上の校則に当たるとしている。

イ 文部科学省のホームページには、当該生徒指導提要が掲載されており、審査会がその内容を確認したところによれば、「生徒指導提要とは、生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの」とした上で、その第7章第1節に、確かに実施機関が主張する当該記述が認められる。

さらには、校則について、同節に次のような趣旨の記述も認められる。

(ア) 中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ばれており、これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められている。

(イ) 校則について定める法令の規定は特になく、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされており、裁判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められる。

(ウ) 校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなる。学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができるが、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられている。

ウ また、審査会が本件ハンドブックを見分したところによれば、本件ハンドブックには、次に掲げる項目が記載されている。そして、それぞれの項目の内容をみるに、生徒指導提要上の校則として、一見して不合理な点があるとは認められない。

- (ア) はじめに
- (イ) 校訓、校章の由来
- (ウ) 校歌
- (エ) 基本的生活習慣の確立、スマートフォンの使用について
- (オ) 学習や生活における基本姿勢
- (カ) 学校生活、欠席・遅刻・早退
- (キ) 授業を受けるマナー
- (ク) 特別指導
- (ケ) 履修と修得、卒業
- (コ) 進路指導、個人ロッカーの使用
- (サ) 保健室利用のマナー、教育相談、交通ルールとマナー
- (シ) 自転車通学、バイクや自動車、飲酒・喫煙
- (ス) 給食室利用のマナー
- (セ) 部活動
- (ソ) カリキュラム表、日課表
- (タ) 振り返り
- (チ) 年間行事予定表

エ 加えて、審査会が実施機関から聴取したところによれば、定時制課程の生徒にはいわゆる学び直しの子ども達が含まれており、そのような生徒達に対し、例えばルビを振ることも含めて、丁寧で分かりやすい文章で、可能な限り生徒が内容を理解しやすいよう配慮していること、さらには、服装などの規則を定めた生徒指導に関する部分よりも、学校内での集団生活の中での秩序の維持や安心安全の確保を実現しつつ、学びの場を作っていくという学習面を重視し、学校生活上のルールとして本件ハンドブックを作成しているとのことである。

「四ない運動」として、本件高等学校定時制課程の在籍期間中は、バイクや自動車に乗らないこととしている取扱いのうち、特に、これらの車両による登校を認めていない点についても、駐車場所を確保できない事情があることのほか、定時制課程の生徒の登校時間帯が全日制過程の生徒の下校時間帯と重なる上、校舎敷地内の通路の幅が狭いため、接触事故などが起きないように、生徒の安全面にも配慮しているとのことであった。

これらの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件ハンドブックが生徒指導提要上の校則に当たらないことを裏付ける事情は認められない。

オ 以上の点を考慮すると、本件ハンドブックが本件校則であるとする実施機関の主張には理由があり、本件処分においてこれを対象公文書として特定したことは妥当である。

カ なお、学校教育法施行規則第3条及び第4条の規定により本件高等学校定時制課程について定められた学則が、本件校則に当たらないことについては、実施機関が主張するとおりである。

(2) 本件ハンドブック以外の本件校則について

ア 審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の話として、審査請求人が考えるところの本件校則が昭和〇〇年には存在していたとし、その後廃止手続は取られていないはずであること、併せて、本件高等学校の全日制過程には審査請求人が考えるところの本件校則に相当する校則があるから、定時制課程にも同様の形式の本件校則が存在するはずであることを主張する。

イ しかし、本件ハンドブックが本件校則であることについては、(1)において述べたとおりである。

また、審査会が実施機関から聴取したところによれば、本件高等学校では、本件公開請求を受けた際、本件ハンドブック以外に本件校則に該当する公文書があるか確認したが、そのようなものは見当たらなかったとしている。そして、校則改訂に係る文書の保存期間は5年であって、その期間の満了後は廃棄しているところ、現存する当該文書の全てを確認したが、いずれも本件ハンドブックと同様の形式のものを改訂する内容であったとしており、実施機関が本件処分に当たり漫然と対象公文書を特定したものではないことがうかがえる。

そうすると、本件ハンドブック以外に本件校則はないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、審査請求人から本件ハンドブック以外に本件校則が存在する証拠も提示されていないわけであるから、本件処分において本件ハンドブックのみを対象公文書として特定したことは妥当である。

(3) 小括

以上のとおりであるから、実施機関が本件処分において本件ハンドブックを対象公文書として特定したことは、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関から本件校則が提示されず、その内容を確認できない状況の中で、本件高等学校から「校則を守り」という文言の入った宣誓書の提出を求められていることが、権利侵害に当たる旨主張する。

しかし、本件ハンドブックが本件校則であることは、先に述べたとおりであるから、審査請求人のこの主張には理由がない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

| 審 査 の 経 過 | |
|-----------|---------------------|
| 令和3年5月14日 | 実施機関から諮問を受けた。 |
| 令和3年6月8日 | 実施機関から弁明書(写し)を受領した。 |
| 令和3年7月2日 | 実施機関から反論書(写し)を受領した。 |
| 令和元年8月30日 | 諮問事案の審議を行った。 |

| | |
|--------------------------|--|
| (第176回審査会) | |
| 令和3年9月28日 (第177回審査会) | 審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。 |
| 令和3年10月25日 (第178回審査会) | 諮問事案の審議を行った。 |

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

| 役職名 | 氏名 | 職業等 | 備考 |
|-----|-------|-----------|----|
| 会長 | 栗山 知 | 弁護士 | |
| | 佐藤 住子 | 行政書士 | |
| | 下條 芳明 | 朝日大学法学部教授 | |
| | 地守 素子 | 岐阜商工会議所議員 | |
| | 和田 恵 | 弁護士 | |

(五十音順)